平成２４年（フ）第２２６号
群馬県高崎市寺尾町307番地１　江原アパート東２号
債務者　川島　民行
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第５５号
新潟県燕市五千石3542番地１　リバーサイド分水103号
債務者　平原　竜弥
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１２９２号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字上満16番地　メゾンフジエ106号
債務者　森　　英明
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２０１号
大阪府門真市常盤町23番５号
債務者　大塚　照代
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２５９号
大阪市住吉区長居東３丁目15番26―511号
債務者　田中　浩機
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２７６号
大阪府八尾市安中町８丁目６番16―503号
債務者　藤坂奈保美
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２９３号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番５―202号、前住所大阪市西淀川区出来島３丁目２番９―705号
債務者　長谷川卣子
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３４１号
大阪市西成区旭３丁目８番23号　鳥川文化１階、前住所大阪市西成区松１丁目10番29号
債務者　瀧谷　義治
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４７５号
大阪市港区磯路１丁目２番２―306号、前住所大阪市港区磯路２丁目６番17号
債務者　川又　敏之
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４８０号
大阪市住之江区南港中２丁目８番31―205号
債務者　尾山　美和
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４８５号
大阪府池田市石橋３丁目１番21号　モンジット301
債務者　千住喜代弘
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４８６号
大阪府守口市大庭町１丁目12番９号
債務者　豊田ひろ美（旧姓川畑）
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５１６号
大阪市生野区桃谷２丁目24番32―1305号
債務者　篠嵜　結加（旧姓川口）
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５３２号
大阪府四條畷市岡山５丁目７番19号
債務者　光伸設備こと　樋元　敏彦
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５４４号
大阪市淀川区塚本２丁目３番18号　アービング塚本203号
債務者　明石　康光
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８５３号
大阪府東大阪市足代新町８番２号　エルドムス陽光一番館703号
債務者　西中　数馬
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９４４号
大阪市大正区南恩加島３丁目16番１号
債務者　古家美佐子
１　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部